

## 宮城県宅地建物取引業協会と業務提携に関する基本協定を締結しました

去る5月11日、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会と業務提携に関する基本協定を締結しました。

当該協定は、東日本大震災を契機に実施してきた「暮らしのなんでも相談会」に継続的に御参加いただいたことをきっかけに、両会が相互に連携を図り、地域の公益事業推進等に寄与することのほか、宮城県民及び両会の会員が良質な生活・業務情報を享受できるようにすることを目的として締結したものです。

締結セレモニーに当たり、宅地建物取引業協会の佐々木正勝会長は「念願であった行政書士会との締結により、業種の垣根を超えた連携が促進される。宮城県に住んで良かったと県民一人一人に思っていたいただけるような活動を推進し、今後、更に広域的な連携を展開するための第一歩としたい。」と述べられました。これに対し、当会の佐々木会長からは「協定締結により、宮城県民の日頃の小さな悩みへの対応はもちろん、双方の専門知識をいかし、複雑な相談にも対応することができるようになる。宮城県民はもちろんのこと、両会にとっても三方良し、四方良となる関係構築にはかならない。」とお伝えしました。

締結式のフリートークの場面では、空き家問題など地域の諸課題を巡る多角的視点による問題共有の重要性、国の制度創設に当たっての要望活動の必要性と有効性などについてそれぞれの思いを語り、両会の会長が音の上では同名であることの話などでも盛り上がりました。

今回の締結を契機に、相互のセミナー講師派遣、研修・イベント等の共同開催など、企画推進を図ってまいります。

